

部会の設置について（案）

三重県文化審議会条例第7条の規定にもとづき、審議会の検討を支援するため、部会の設置について、協議いたしたい。

【説明】

1 部会の設置

専門的な事項について、調査・審議するため、審議会委員及び専門委員により構成される部会を設置する。

1 部会の構成員は、概ね10名程度とする。

2 設置する部会

設置する部会は下記のとおりとする。

部会名	検討事項
新しい文化振興のすがた部会	近接する領域を含めた総合的な文化振興のあるべき姿について検討を行う。
文化振興拠点部会	多様な文化施設が果たすべき文化資源の保存、活用、文化の創造・交流の拠点としての役割、連携等について検討を行う。
新博物館のあり方部会	文化振興拠点部会の検討状況を前提にしつつ、新しい文化振興策にふさわしい博物館のあり方を検討する。

3 部会委員の決め方

(1) 三重県文化審議会委員

県が、委員の専門性等を考慮した所属部会案を示し、本人の承諾を得て、決定する。

(2) 専門委員

県が、審議会会長と協議の上、専門性等を考慮して候補者を選定し、本人の承諾の上、決定する。